

令和5年11月10日

上富良野町長 齊 藤 繁 様

上富良野町特別職報酬等審議会  
会 長 稲 毛 保 夫

特別職の報酬等額の改正について（答申）

令和5年10月13日付上富総務第696号にて、町長から本審議会に諮問のあった特別職の給料及び議会の議員の報酬の額について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

# 答 申

## 1 特別職の報酬額等

(1) 町長、副町長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額については、次の額のとおりとすることが適当である。

町長	750,000円	(現行750,000円 据え置き、改定率0.00%)
副町長	612,000円	(現行612,000円 据え置き、改定率0.00%)
教育長	576,000円	(現行576,000円 据え置き、改定率0.00%)
議長	275,000円	(現行275,000円 据え置き、改定率0.00%)
副議長	209,000円	(現行209,000円 据え置き、改定率0.00%)
常任委員長	191,000円	(現行189,000円 2,000円増、改定率1.06%)
議員	179,000円	(現行179,000円 据え置き、改定率0.00%)

(2) 町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当については、職員と合わせた年間支給月数並びに15%定率の役職加算を加えたものとするのが適当である。  
(現行4ヶ月、役職加算なし)

(3) 実施時期

改定実施の時期については、令和6年4月とすることが適当である。

## 2 審議会開催状況

第1回審議会	令和5年10月13日(金)
第2回審議会	令和5年10月23日(月)
第3回審議会(最終)	令和5年11月10日(金)

## 3 審議経過及び内容

本審議会は、特別職の給料及び議会議員の報酬の額について町長からの諮問を受け、3回の会議を開催し、審議を行ったところである。

審議に当たっては、上川管内19町村及び道内類似団体(財政規模・人口)10町、道内8,000人~9,000人規模の6町における特別職の給料及び議会議員報酬の状況を参考に、期末手当を含めた年額ベースにおいて他の自治体と各職の間差の均衡を基準に、また、審議結果による改定が町民の感覚と乖離したものにならないよう努め、様々な角度から意見を述べ、検討を重ね、以下最終的な結論に至ったところである。

### (1) 特別職の給料等について

町長の給料等については、給料月額及び期末手当を含めた年額ベースともに、道内類似団体並びに道内 8,000 人～9,000 人規模の町（以下、類似団体等）と比較すると、中位より下位に位置していることから、高い水準にあるとは言えないが、上川管内の町村と比較すると給料月額は上位、年間ベースでは中位より上位に位置している。

副町長及び教育長の給料等については、類似団体等と比較すると、給料月額は中位より下位であるほか、期末手当を含めた年額ベースでは下位に位置していることから、高い水準にあるとは言えないが、上川管内の町村と比較すると、給料月額では上位、年収ベースでは中位に位置していることから、給料月額については、据え置きが妥当と判断する。

### (2) 特別職の期末手当について

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給について、類似団体等では約 8 割の町、上川管内の町村においては約 9 割の町村が期末手当を一般職員の例に倣う月数としているほか、役職加算においても、類似団体では本町を除く全ての町、上川管内の約 6 割の町村で支給している状況にある。

常勤職で重い責務を有する特別職への期末手当の支給については、他の自治体の状況を参酌しつつ、支給月数並びに役職加算を一般職員に倣った支給をすべきものとする。

### (3) 議会議員の報酬月額について

#### ア 議長等の報酬等

特別職と同様に、類似団体等並びに上川管内の町村と比較検討したところ、類似団体では報酬月額並びに期末手当を含めた年額ベースにおいても下位に位置しており、高い水準とは言えないが、上川管内の町村においては、報酬月額及び年収ベースにおいても上位に位置していることから、報酬月額については、据え置きが妥当と判断する。

#### イ 副議長の報酬等

類似団体並びに上川管内の町村と比較検討したところ、類似団体等では報酬月額並びに期末手当を含めた年額ベースにおいても下位に位置しており、高い水準とは言えないが、上川管内の町村においては報酬月額が上位、年収ベースにおいてもやや上位に位置していることから、報酬月額については、据え置きが妥当と判断する。

#### ウ 常任委員長等の報酬等

議会運営委員長を含む常任委員長の報酬月額等については、類似団体等並びに上川管内の町村と比較検討したところ、類似団体等では報酬月額並びに期末手当

を含めた年額ベースにおいても下位に位置しており、高い水準とは言えないが、上川管内の町村においては報酬月額が上位、年収ベースにおいてもやや上位に位置している。

しかしながら、常任委員長においては、議員間における調整などの業務があることから、他の議員職の間差やバランスを考慮し、報酬月額の改善を図るべきである。

#### エ 議員の報酬等

類似団体等並びに上川管内の町村と比較検討したところ、類似団体等では報酬月額並びに期末手当を含めた年額ベースにおいても下位に位置しており、高い水準とは言えないが、上川管内の町村においては上位、年額ベースでは中位よりやや上位となっていることから、報酬月額については、据え置きが妥当と判断する。

#### (4) 議会議員の期末手当について

議会議員の期末手当の支給については、特別職の支給月数を参酌し、現行の支給月数で据え置いてきたところであるが、類似団体等並びに上川管内の町村においても下位に位置しており、非常勤職であることや町民の目線に沿ったものであったとしても、通年の議員活動を支えるためには、議会議員職に対する一時金としての性格に鑑み、特別職と同様、一般職員に倣った支給月数並びに役員加算を支給すべきものとする。

## 4 おわりに

世界的に感染拡大した新型コロナウイルスが本年5月に5類に移行し、社会活動の活発化やインバウンド消費の拡大がされる一方、物価高やロシアのウクライナ侵攻、ハマスとイスラエルとの軍事衝突などの政情不安など、歴史的転換点にある今、本格的な少子高齢化や人口減少、脱炭素社会への転換をはじめとした課題が山積するなか、これからの地方自治が果たすべき役割の変革が求められている。町民とともに作り上げるまちづくりを進めていくため、特別職においてはこれまで以上に、政策の実行、堅実な財政運営など、その手腕が日々問われているものである。

また、議会議員にあっては、様々な年代と立場の方のもとで活発な議論が進められ、議会改革への取組み、将来の町政を担う議員の担い手を確保するため、議員報酬のあり方についても、議員定数と合わせ、これまでと同様に議会自らの議論に期待するところである。

今回、特別職、議会議員職ともに、これまでの取組みを踏まえつつも、現状において、他の自治体の水準と比較し、一定の乖離が認められることから、期末手当を引き上げる答申としたところであるが、社会経済情勢の変化が激しい今日にあって、これら報酬等に関しては、2年を目途に定期的な検証と議論が必要と考える。

町長、副町長及び教育長並びに議員各位においては、報酬等が町民の貴重な納税が基本にあることを再認識され、今後の上富良野町の発展と町民福祉向上に、なお

一層ご尽力されることを心より願うものである。

令和5年11月10日

### 上富良野町特別職報酬等審議会

会 長	稲 毛 保 夫
会長代理	江 島 弘
委 員	西 木 晴 彦
委 員	加 藤 祐 一
委 員	長 田 公 一
委 員	杉 本 貢
委 員	大 野 真智子
委 員	菊 地 昭 男
委 員	菊 池 哲 雄
委 員	中 村 有 秀